

令和7年第6回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和7年6月25日（水）

午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会6月定例会一般質問について
- (2) 令和7年第4回たつの市議会臨時会（7月臨時会）の日程について
- (3) 新宮地域小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第 8号 たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について
- 報告第 9号 財産の取得に係る意見の申出について
- 報告第10号 たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 報告第11号 たつの市北学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第18号 たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会委員の委嘱について
- 議案第19号 たつの市教育委員会表彰について
- 議案第20号 工事請負契約に係る意見の申出について
- 議案第21号 工事請負契約に係る意見の申出について
- 議案第22号 たつの市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第23号 たつの市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第24号 たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和7年7月25日（金） 午後1時30分～
" 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和7年8月 日（ ） 午後 時 分～
" 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和 7 年第 6 回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

午後 2 時

ところ 市役所新館 3 階 3 0 1、3 0 2 会議室

教育長

ただ今から、令和 7 年第 6 回たつの市教育委員会定例会を開会します。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（４）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定により、また、議事の報告第 8 号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、議案第 1 8 号「たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会委員の委嘱について」、議案第 2 2 号「たつの市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、議案第 2 3 号「たつの市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」及び議案第 2 4 号「たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」は、同規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により、議案第 1 9 号「たつの市教育委員会表彰について」は、同規則第 9 条第 1 項第 3 号の規定により、議案第 2 0 号及び議案第 2 1 号「工事請負契約に係る意見の申出について」は、第 9 条第 1 項第 4 号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の 3 分の 2 以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

（１）たつの市議会 6 月定例会一般質問について報告します。資料をご覧ください。

まず、堀讓議員から、小中一貫校の通学について、スクールバスの運行乗車場所はどのような方向で検討しているのか、また、スクールバスの利用地域や中学生の利用について、どのように考えているかとのご質問でした。通学手段については、自治会、小学校、PTA、就学前保護者、小学校教職員の代表で構成する開校準備委員会小学校区部会を組織し、協議しているところです。地域や保護者の意見が十分に反映されているかということですが、校区ごとに地域の方や保護者に意見を出していただき協議を進めていること、利用地域については、通学距離が概ね 3 キロメートル以上で現在通う学校よりも距離が

長くなる児童のいる地域という方針に基づき、現在の新宮小学校区を除く西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、越部小学校の4小学校区についてスクールバスを利用する地域とすること、また、運行ルートや乗降場所については小学校区部会で協議され、現状7ルートであることをお答えしました。中学校の通学についてですが、現在は徒歩、自転車、姫新線の利用による通学となっているところです。この件の協議については、スクールバスは長期休業期間中や土日には運行しないことから、部活動等への参加のことを考えると現状の姫新線通学の方が良いのではないかとのことになっています。また、バスのルートによっては、周辺道路の整備も必要ではないかとこの件ですが、現状では2箇所、まずは新校舎北側の横断歩道を正門前に移設すること、次に新校舎東側の南北の道路について、交通量も多いので拡幅した上で歩道を整備することを計画しているとお答えしました。議員からは、校舎北側の東西の道路と揖保川沿いの県道との交差点部分が複雑な形状で、見通しも良くないので対応を検討されたいとのことでした。

続いて、楠明廣議員から、古墳の活用についてのご質問でした。西宮山古墳や白鷺山古墳などは、非常に価値があるものであり、これらを町おこしに使えないかということでした。西宮山古墳については非常に貴重なものであり、出土品のほとんどが京都の国立博物館に保存されており、特別展示もされたほか、白鷺山古墳については考古学上貴重な古墳の一つであることをお答えしました。残念ながらこの2つの古墳は工事により消失していますが、貴重な出土品であること、貴重な古墳であることを紹介し、町おこしに継続的に活用していくこととお答えしました。続いて、大型の総合体育館スタジアムの件についてのご質問でした。12月議会でも質問され、その進捗状況についてということでしたが、熱中症対策については、中学校の屋内運動場及び市立体育館等へ空調設備の整備に着手していること、大型の総合体育館については、以前のお答えと同様になりますが、そういった時代が来ているとは思いますが、市の公共施設建設に当たっては、その財源やたつの市公共建築物再編実施計画も念頭に置きながら検討していく必要があるとお答えしました。その関連として、大阪・関西万博の終了後、解体される予定の大屋根リングやシャインハットなどの施設を譲り受け、スタジアム建設時に再活用できないかというご質問でした。万博会場で発生する建築物、設備、備品等はサステイナブルな運営のため、すでに閉幕後の公募が始まっています。大屋根リングはギネス世界記録に認定されており、円形劇場のシャインハットなどは魅力的な施設ではあるものの、移設のための解体や輸送、移築先での建設に係る費用は全て落札者の負担が条件であり、かなり高額になることが予想されますので、万博協会から発信される情報を注視し、総合的に判断していくこととし、基本的には、大型総合体育館及び大阪・関西万博のレガシーとなる建築物については、市立体育館の再編計画を検討する中で引き続き調査、研究するとお答えしました。

続いて、肥塚康子議員からは、市立公民館とアクアホールの利便性について多くのご質問をいただきました。まず、公民館における公共予約システムの利用状況等ですが、令和6年度実績は全館で13件で

した。オンラインで仮予約まではできますが、正式な予約は来館いただき使用料をいただいた上で受け付けることになっていること、仮予約後、システムではキャンセルできず電話による連絡をお願いしていることをお答えしました。施設の利用料金の表示についてですが、使用者の様態によって減免の有無等が異なることから現在は表示していないものの、一般的な利用料金については表示するよう検討すること、市外個人や団体の予約も可能であることをお答えするとともに、運用開始後の課題としては、システムの利用率が少ないことを挙げ、継続的な利用者が多くシステム利用の必要性が低いこと、高齢者が多くインターネットの利用が不慣れであろうと考えていることをお答えしました。次に、高齢者や障害者に配慮した環境整備についてのご質問に対しては、階段の手すりや転倒防止についてはそれぞれの公民館の改修時に整備してきたこと、小宅公民館については複合施設を検討する中で整備していくこととしており、アクアホールについては、令和元年度にホール入口の段差に可動式手すりを設置したところです。今後も利用者の意見を踏まえて取り組んでいくこととしているところです。続いて障がい者駐車場については、障がい者、車いす利用者、妊婦や怪我をした方等が利用できるスペースを入り口付近に設けていることをお答えしました。続いてトイレの洋式化についてですが、洋式化率としては、中央公民館、新宮公民館、御津公民館は100%、揖保川公民館は改修工事の際に利用者の希望調査をしたところ、和式を残してほしいとの要望を反映して71%となっています。アクアホールについては現在60%となっており、今後改修の際に取り組むこととしているところです。男性用トイレに汚物入れを設置してはどうかという件についてですが、現状は各施設の女性用トイレ及び男女兼用の多目的トイレに設置していることから、汚物入れが必要な男性の方は多目的トイレを利用いただきたいとお答えしました。続いて、利便性の向上についてのご質問でした。社会教育法の中で定める一定区域とはどの区域を指すのかといったことですが、法的に具体的には示されていないことから、近隣市町と足並みを揃え、近隣市町を含むものとしているところです。また、市外団体が利用することにより、市民に不利益が生じないかということですが、令和6年度公民館全館の利用実績において、市外からの申請は13件、利用率としては0.15%にとどまっていることから、現状では不利益は生じていないと考えています。最後に、公民館の全施設が月曜日休館となっているが、月曜日利用のため休館日の変更は考えられないかというご質問でした。公民館においては、土日にイベントが開催されることが多いことから、その翌日を休館としているところです。合併前から月曜日の休館が定着していることから、現時点では変更は考えていないことをお答えしました。

長くなりましたが報告は以上となります。何かご質問、ご意見等はありませんか。

委員

公民館の施設予約システムの件ですが、空き状況がわかるということは普段使わない人からすると、すごくありがたいことのように思います。申込件数が13件ということでしたが、アクセス数の把握はで

	きないのでしょうか。
事務局	アクセス数を把握することはできず、あくまでも仮予約がなされた件数のみ把握しています。
教育長	どの施設のどの枠が空いているかということがわかるだけのものです。スポーツ施設の方はもう少し利用があると思いますがいかがですか。
事務局	多くの方に利用いただいています。特に屋外施設の予約が多い状況です。
教育長	市内の方が使われる際は、システムを利用して仮予約し、本予約で窓口に来られるという状況かと思います。
委員	利用者の年齢層はいかがでしょうか。
事務局	幅広い年齢層の方に利用いただいています。
教育長	例えば、旅行会社のサイトであれば、そこで決済まで完了させることができますが、現在のシステムはそこまでの機能はなく、結局のところは窓口へお越いただき支払い手続きしていただくこととなります。
事務局	利用目的も確認させていただく必要があり、場合によってはお断りする可能性もあります。
教育長	例えば選挙活動や営利を目的とした場合などが該当します。スポーツ施設ではそういった決まりごとはあまりないので、本予約の際にお断りすることはほとんどないと思います。また、公民館は社会福祉法に則った施設であることから、利用に制限がありますが、多くの公民館がコミュニティセンターに移行したことで、使用範囲はかなり広がりました。こういったこともあって、便利にはなったものの、公民館の予約について、システムでの利用件数が増えるかどうかは見通しが難しいところです。
委員	公民館の休館日の件についてですが、これは月曜日に利用したいという声を受けての質問だったのででしょうか。
事務局	特段そういった声を聞いてはいませんが、そのように思われている方もいるのではないかとということで質問されたようです。
委員	いずれかの日には休むことになろうかとは思いますが。
事務局	大きな自治体では全ての曜日で開館しているところがあり、その例を出されていましたが、当市の場合では経費や職員の負担も増大する

	こともあり、対応は難しいということを説明させていただきました。
教育長	現在のところ休館日は週１日で、もし他の日の利用予約がいっぱいになってしまい、これ以上どうしようもないということであれば対応を考える必要はありますが、現在のところはまだそこまでの状況ではありません。なお、図書館の例では、新宮図書館だけが火曜日が休館日で、その他は月曜日が休館日となっており、これは昔から定着しているところですが、公民館では休館日とする曜日を動かすと、他の団体にも大きな影響があります。実際のところ、休館日をなくすのも、休館日を変更するのも難しい状況です。
委員	公民館の施設整備の件で話がありましたが、和式トイレのメリットは何かあるのでしょうか。
委員	過去に話を聞いたことがあるのですが、他人が使った便座に直接座りたくないということ、また、和式に慣れている高齢者がいるということのようです。
事務局	かつて揖保川公民館耐震工事の事務を担当していましたが、委員がおっしゃったように、洋式に座りにくい方もいるということで和式を残すことになりました。１００％洋式にするという方法もありましたが、その時点では利用者の声も聞いて決定しました。
教育長	結局のところ、家族であれば抵抗はないが、他人が座った洋式便座には座りたくないというのが大部分かと思います。
委員	話題は変わり大型総合スタジアムの件ですが、昨年１２月に質問・答弁があり、今回改めて質問がなされました。１２月の際はどのような意図での質問だったのでしょうか。
事務局	１２月の際は、全国的な話としてということで、熱中症対策の一環として、最近ドーム式施設の中で運動会や体育大会を実施しているところもあり、そのようにしていくべきではないかとの話をされました。
事務局	高校では、屋外ではなく屋内で体育大会を実施しているところもあるようで、同じように考えていくべきではないかとのことでした。
事務局	１２月にその質問をしたので、今回はその検討の進捗状況を教えて欲しいとのことであったようです。
委員	わかりました、ありがとうございます。
教育長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんか。 ご発言がないようですので、次に、令和７年第４回たつの市議会臨時会（７月臨時会）の日程について、事務局報告願います。

事務局	市議会の日程について、急を要する案件が生じたことから、7月18日金曜日に第4回臨時会が開催されますので報告します。以上です。
教育長	以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。 ご発言ないようですので、次に、新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。
事務局	6月2日に開校準備委員会を開催しましたので、その協議内容について報告します。まず、今回から名称を（仮称）はりま新宮小中一貫校開校準備委員会と変更し、今後はこの名称で委員会を開催することになりました。今回の委員会の議題は2点です。まず1点目ですが、前月の定例会で今年度新たに委員になられた方を報告したところですが、委員長を引き受けてくださっていた東栗栖小学校区自治会選出の保田様から委員長を辞退したいとの申し出があり、全委員の意見一致により承認されました。新たな委員長として、西栗栖小学校区自治会選出の今江様にお願いすることになりました。保田様におかれては、委員会の委員は継続いただけると聞いています。続いて2点目ですが、校章と校歌の協議が始まりました。この度は校章をどのように作成していくかの協議を行いました。小学校と中学校を別々で作成してはどうかという意見もあれば、ひとつでも良いのではないかという意見もあり、時間をかけた協議を経て、結論として小中で同一のものをひとつ作成することになりました。今後、新宮地域に在住、在学、在勤やゆかりのある方から案を公募し、その公募案をもとに準備委員会で選定することになりますが、必要があれば専門業者に補正を加えていただきます。次回以降、校歌の協議に入りますが、事務局からは校章と同じように、小中でひとつにするのか、それとも別々にするのかといった提案をしています。仮にひとつにする場合も完全に新しい曲を作るのか、現在の新宮中学校の校歌をそのまま新しい一貫校の校歌とするかといったことも今後協議いただくことになります。また、7月に入りましたら各小学校へ出向き、小学校区部会を開催するとともに、制服の専門部会も予定しています。小学校についてはイートンタイプの紺色にすることが決定していますが、新宮中学校も令和8年4月の入学生からブレザータイプに変更することが決まりました。よって一貫校が開校する令和10年4月には中学校は全員ブレザーでスタートすることになります。また、中学校では制服の変更とともに体操服の変更も検討されています。制服の専門部会で中学校と小学校の体操服は同じモデルを使用することが決まっていますので、それを踏まえて検討いただいているところです。以上です。
委員	校旗はそれぞれの学校にあらうかと思いますが、仮に校章がひとつになった場合、校旗はどうなるのでしょうか。
教育長	校章がひとつになれば、校旗もおそらくひとつになろうと思います。

委員	小学校でも使い、中学校でも兼用で使うということですね。
事務局	そのあたりを確認したところ、必ずしも学校に校旗や校章がないといけないという取り決めはありませんでした。校章がひとつであれば、おそらく校旗もひとつになります。
委員	同じものを小学校、中学校に設置するのではなく、一貫校でひとつという解釈ですね、わかりました。
委員	今日、たまたま新宮中学校へ寄ったのですが、校長室の前に上はブレザー、下はスラックスとスカートの制服が飾ってありました。
事務局	それが新しい制服の見本になります。上は男女ともにブレザー、下はスラックス、スカートを自由に選ぶことができますようになります。
教育長	建設工事の方は何か進捗報告はありますか。
事務局	現在入札中となっています。
教育長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんか。 ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。 次に、議事に入ります。報告第9号「財産の取得に係る意見の申出について」、事務局説明願います。
事務局	財産の取得に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。意見の申出としては、格別の意見はないものとしています。契約の内容ですが、この度は校務系のノートパソコン、つまり教員が校務で使用するパソコンを260台新たに更新するものです。一般競争入札で3,155万3,390円、株式会社ニチワ姫路支店から購入するものです。以上です。
事務局	パソコンですので、市全体で取りまとめて購入することとしており、そのうち教育委員会分がこの金額になります。現在、総務文教常任委員会で審議いただいております、最終的には議会最終日に確定します。
教育長	以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 ご発言ないようですので、採決に入ります。報告第9号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 > ご異議なしと認めます。よって報告第9号は原案のとおり承認いた

しました。

次に、報告第10号「たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」と報告第11号「たつの市北学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は関連がありますので、一括して事務局説明願います。

事務局

たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。委嘱する者は別紙資料のとおりで、期間は令和7年6月1日から令和9年5月31日までとしています。

同じく、たつの市北学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。委嘱する者は別紙資料のとおりで、期間は同様に令和7年6月1日から令和9年5月31日までとしています。以上です。

教育長

以上のことについて、何かご質問、ご意見等はございませんか。

委員

議会からの選出について、北学校給食センターは木南議員、中央学校給食センターは和田議員となっていますが、議会での所属委員会は関係ないのでしょうか。

事務局

議会に対して依頼し、内部で協議して選出いただいていますので、特に所属委員会の決まりはありません。

教育長

運営委員会委員の任期は2年と決まっているようですが、何で決まっているのでしょうか。

事務局

条例で決まっています。

教育長

市議会議員、PTA役員、小学校長や中学校長もそれぞれの役職を1年で変わることが多いので、ひょっとしたら委員の任期も1年の方が動きやすいかもしれません。条例で決まっているとのことですが、実際のところ2年続く方のほうが少ないようですので、何かのタイミングがあれば、任期の変更も検討してください。

ほかに、ご質問、ご意見等はございませんか。

ご発言ないので、採決に入ります。報告第10号及び報告第11号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって報告第10号及び報告第11号は原

案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。恐れ入りますが、傍聴者の方はご退席ください。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

以上で令和7年第6回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時35分終了

出席者

教育長	横山	一郎
委員	松尾	壯典
委員	喜多	敦子
委員	秦	智康
委員	瀬戸	陽三
教育次長（兼）教育管理部長	石井	和也
教育次長（兼）教育事業部長	森本	康路
教育管理部参事（兼）教育環境整備課長	藪元	崇亘
教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長	田渕	明久
教育管理部参事（兼）すこやか給食課長	平岡	千加子
教育事業部参事（兼）社会教育課長	小谷	英樹
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	新宮	義哲
教育総務課長	岩田	昌喜
学校教育課長	丸山	岳志
幼児教育課長	上田	収
人権教育推進課長	津島	威彦
スポーツ推進課長	後藤	広樹
社会教育課主幹	中野	真吾